

## 高収益作物次期作支援交付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、卸売市場での売上が減少するなどの影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の方々に支援する制度です。

### ●支援対象となる生産者

次の要件を満たす方。

- ▼令和2年2月から4月の間に、支援対象品目（野菜・花き・果樹・茶）について出荷実績がある、または出荷できずに廃棄した実績がある生産者であること。
- ▼収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、または今後加入を検討する生産者であること。
- ▼支援対象品目（野菜・花き・果樹・茶）の次期作に向けた取り組みを実施する生産者であること。

### ●交付金の内容

#### 【次期作に前向きに取り組む生産者への支援】

高収益作物の次期作において、次の取組みのうち2つ以上を選択して実施するほ場に対して交付

- ア. 生産・流通コストの削減に資する取組み
- イ. 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組み
- ウ. 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組み
- エ. 作業環境の改善に資する取組み
- オ. 事業継続計画の策定に資する取組み（ただし、エとオの2つのみを選択することは不可）

○交付単価

- ▼野菜・花き・果樹・茶の高収益作物  
10a当たり5万円（中山間地域等は1割加算）
- ▼高集約型品目の施設花き、施設果樹等  
施設栽培の花き、大葉及びわさび：10a当たり80万円  
施設栽培のマンゴー、おうとうおよびぶどう：10a当たり25万円

※対象施設は加温装置（空調装置）またはかん水装置がある施設（いわゆる雨よけハウスは除く）

#### 【需要促進に取り組む生産者への支援】

高収益作物の次期作において、次の取組みのうち1つ以上を選択して実施するほ場に対して交付

- ア. 新たに直販等を行うためのホームページ等の環境整備
- イ. 新品種・新技術の導入に向けた取組み
- ウ. 海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAP等の取組み

○交付単価

- ▼10a当たり2万円×取組数（中山間地域等は1割加算）

#### 【高品質なものを厳選して出荷に取り組む生産者への支援】

高収益作物のうち対象となる品目において、高品質なものを厳選して出荷する取組みに対して、取組みをした人数・日数に応じて交付

○交付単価

- ▼1人1日当たり2,200円

○対象品目

- ▼花き・茶・施設栽培の大葉・わさび・マンゴー・おうとう・ぶどう

※施設栽培のうち、いわゆる雨よけハウスは除く

### ●申請方法

申請をご希望の方は、各申請様式に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて下記申請先までご提出ください。

#### 【必要書類】

1. 令和2年2月から4月の間に支援対象品目（野菜・花き・果樹・茶）について出荷したことが確認できる領収書、納品書等の伝票、廃棄等により出荷できなかった場合は、令和元年度産の出荷実績および令和2年産の廃棄の理由を簡潔に記載した書面
2. 令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書（別紙様式第6-1号）
3. 取組計画書（別紙様式第6-2号）
4. 取組実施者ごとの面積等整理表・厳選出荷整理表（参考様式1～3）
5. 高収益作物次期作支援交付金の取組例（チェックシート）
6. 農地台帳記録事項要約書（農業委員会で発行）

### ●申請期限

令和2年9月25日（金）まで（提出期限に関わらず、できるだけ早い提出をお願いします）

※申請期限は国の第3回公募の状況により変更になる可能性があります。変更の際は市のホームページにて随時お知らせしますので、そちらでご確認をお願いします。

### ●その他連絡・注意事項

#### 【公募時期の考え方】

- ▼国の第3回公募（令和2年9月頃予定）を想定して、取組みをされる（またはされた）生産者の方からの申請を受け付けます。
- ▼令和2年8月末現在、令和2年2月から4月に出荷、または廃棄した品目（野菜・花き・果樹・茶）が対象となります。5月以降に出荷実績のある生産者の方については、国の第3回公募以降に見直しがされる予定ですが、品目を含め、見直しの有無については未確定です。

#### 【その他】

- ▼取組内容を実施しようとする筆は、自作地、利用権が既に設定されている、または確実に利用権を設定する必要があります。
- ▼取組みの実施について、取組計画書および実績報告に係る書類を5年間保存していただく必要があり、後日提出を求められることがあります。なお、書類が揃っていない場合、交付金の全額、または一部返還を求められる場合がありますのでご注意ください。
- ▼この交付金は税務申告上、農業収入の雑所得に該当します。
- ▼今後、国の動向により要件等が追加される可能性があります。また、申請後、国による審査が行われ、事業の採択もしくは不採択が決定されます。申請内容が必ず採択されるものではないことをあらかじめご了承ください。

### ●申請先および問合せ先

- JAの各生産部会に所属する方：JA常陸 大宮営農経済センター ☎0295-52-4510(代)
- 上記以外の方：常陸大宮市役所農林振興課農業畜産グループ ☎0295-52-1111(代)

※なお、詳しい内容および様式のダウンロードについては、以下のホームページをご覧ください。

農林水産省HP <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>

常陸大宮市HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/page005392.html>

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206